

令和 年 月 日
ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ決定

要請者等のぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループへの
参加について（案）

1. 経緯及び趣旨

- (1) ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）は、従前、添加物専門調査会（以下「専門調査会」という。）において調査審議を行ってきた日EU・EPA関連添加物（平成31年2月1日に発効した経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU・EPA」という。）により、指定に向けた手続きを行う等が規定されているワインに使用されている添加物）のうち、日EU・EPA附属書2-E第1編第D節に掲げられるものの食品健康影響評価に関する事項についての調査審議を行うことを所掌事務として設置された。
- (2) 専門調査会においては、評価の効率化を図るため、必要に応じて、要請者及びその関係者（以下「要請者等」という。）に対し、専門調査会への出席を求めることができることとしている（「要請者等の添加物専門調査会への参加等について」（令和2年8月21日添加物専門調査会決定））ところ、WGにおいても、同様に、下記のとおり、必要に応じて、要請者等に対し、WGへの出席を求めることができることとする。

2. 対応

- (1) 座長は、要請者等に対し、WGへの出席を求めることができる。
- (2) 要請者等に対する出席依頼は、座長の求めに基づき、事務局から当該要請者等に対して行う。ただし、要請者等が出席を希望しない場合は、出席依頼を取りやめる。
- (3) 審議を行う品目の要請者等の担当者その他の質問に対する回答をするのにふさわしい者（以下「説明者」という。）は、WGにおいて、専門委員及び委員からの質問に対する回答のみ行うことができる。また、説明者から質問に関係のない説明・発言等があったときは、座長は、当該説明・発言等の打ち切り、説明者の退席その他必要な措置を講ずることができる。
- (4) 会合が非公開で行われる場合は、説明者は、質疑終了後、座長の指示に従い、直ちに退席しなければならない。
- (5) 説明者の発言等については、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）第3項に規定する「企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合」に該当するものを除き、議事録として公開する。説明者は、非公開を希望する発言を行う場合は、あらかじめその旨を発言した上で発言することとする。
- (6) (1) のWGの出席に際しての旅費等の諸経費は、要請者等の負担とする。
- (7) 座長は、この決定に定めるもののほか、要請者等に対するWGへの出席の求めに関し疑義が生じた場合には、WGに諮って決定する。ただし、緊急を要しWGに諮るいとまがないことその他の事情により座長が判断したものについては、この限りではない。

3. その他

この決定は、審議の効率化のために行うものであることから、運用開始後その妥当性及び食品安全委員会の中立性・公正性との整合性等を踏まえ、随時見直すこととする。